

船橋市 交通バリアフリー 道路特定事業計画 概要版



平成 16 年 11 月

船 橋 市 ・ 千 葉 県 葛 南 地 域 整 備 セ ン タ ー

1. はじめに	1
2. 船橋市交通バリアフリー基本構想の概要.....	2
2-1 概要.....	2
2-2 基本理念.....	2
2-3 地区別バリアフリー目標	2
2-4 重点整備地区および特定経路	3
3. 道路特定事業計画の整備方針	4
3-1 歩行環境の改善	4
3-2 景観面での配慮	9
4. 道路特定事業計画	11
4-1 道路特定事業計画の内容	11
4-2 道路特定事業計画書	11
5. バリアフリー環境の実現に向けて	12

1. はじめに

平成 12 年 11 月 15 日に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が施行され、国・地方公共団体・公共交通事業者・道路管理者・公安委員会等の関係者がお互いの連携により、一定規模の旅客施設を中心とする地区において、旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するものとしています。

本市ではバリアフリーのまちづくりを推進するため、高齢者や身体障害者等を交えた委員会やまち歩き等による市民意見を反映し、平成 14 年 3 月に「船橋市移動円滑化基本構想」を策定しました。

これを受けて基本構想で定められた道路に関するバリアフリー事業について、交通バリアフリー法第 10 条に基づき、「船橋市道路特定事業計画」を定め、バリアフリー事業を実施していきます。

■ 交通バリアフリー法の基本的枠組み

